



Vol.198

トクちゃん新聞

9月号

竹生島へ
行って来ました



令和6年9月19日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ 矜持(きょうじ)をもって

徳野



ある専門家がある経営者に対してある取組を、やった方がよい、と強く訴える場に同席する機会がありました。客観的にはその取組は確かによいものです。ただ、経営者としてはやりたくない様子。にも関わらず、何度も訴える。その経営者にとっては、決して気持ちのいい時間ではなく、怒鳴り出しかねないムードもありましたが、結果、前向きに検討するということになりました。その専門家の様子に、**耳障りのいいことだけ言うのではなく、お客様がよくなる状態になるための関わりをするのが自分の仕事だ**、というスタンスを感じました。



「税理士もサービス業」という意識が一般化されてきました。以前は、一段上からの物言いをする方が多かったように聞いています。開業以前から、私もこのあたりのことを感じていましたので、「**偉そぶらず」「わかりやすく丁寧な説明」**を心がけて仕事をしてきました。とはいえ、**ご要望をそのまま受け入れるのがよいサービスではなく、税や会計の専門家として、ダメなものダメ、ということと言える関係性を築く必要がある**など改めて思っていたところです。



弊社社員にも、**専門家としての矜持を持って仕事**をして欲しいと、近頃改めて考えております。だからこそ安心してご依頼くださっているお客様も多くいらっしゃると思っています。皆様、これからもどうぞよろしくお願いいたします！

◆ 倒産防止共済 解約から2年間、掛金を経費にできなくなります。

大熊



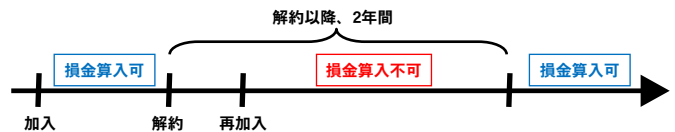
倒産防止共済とは、取引先が倒産した際に資金不足やそれによる連鎖倒産を防ぐための制度です。無担保・無保証で掛金の最高10倍・上限8,000万円まで借入れでき、掛金は損金(必要経費)に算入できます。また、掛金の払込期間に応じて解約手当金を受け取ることも可能です。

この制度に、今年から改正が入ります。

「令和6年10月1日以降に共済契約を解除した場合、**以降2年間、掛金を損金(必要経費)に算入できない**」というものです。

従来、過度な節税対策として利用されがちで、本来の制度趣旨とかけ離れている運用が多くそれが問題視された結果、このような改正に至ったとのこと。

もし今後、解約をご予定の場合
その後の予算計画等についてご留意頂ければと思います。



◆ 金利の上昇傾向と今後

稲葉



日銀は、7月31日の金融政策決定会合で政策金利を**0.25%引き上げる追加利上げ**を決めました。この際に今後も2%の経済物価の見通しが実現していくとすれば、**更に金利を引き上げていく**と述べています。

コロナ以後、銀行金利を基準に国が決めた金利である利子税及び還付加算金の特定基準割合において、**令和6年は0.9%と低金利**(コロナ以前令和2年は1.6%)となっていました。風向きが変わってくるでしょう。

また、TDB景気動向調査(全国)によると、**信用金庫**等の金融関連会社からも8月段階では収益(貸出金の利息収入)の改善がみられないものの、**先行きとしては利上げによる貸出金利の上昇が期待できる**との話が出ており、実際に足元でも金融機関から貸出金利の上昇の打診が始まっていると聞こえてきます。

今後、借入を行う予定がある場合は、更なる金利上昇も考慮した計画をたてていく必要があるようです。



参考文献: 株式会社データバンク, 2024年, TDB景気動向調査(全国), <https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/202408.jp.pdf>

◆ 税務スケジュール(10月)

10月10日(木)

・9月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

10月31日(木)

・9月分 社会保険料の納付
・8月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
・2月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
・11月2月5月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

①社会保険料が変更となります

算定基礎届によって決定された標準報酬月額が9月分保険料(10月納付分)より改定となります。翌月徴収の場合は、10月支払給与から変更です。

小鐵



②確定申告・年末調整のご準備をお願いいたします

・「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容に変更はないかご確認ください。
・控除証明書が届き始めますので、紛失されないよう保管願います。
・ふるさと納税の確定申告をされる場合は寄附先の自治体が発行した「受領証明書」が必要となります。



◆ 所得税の確定申告画面の全てがスマホ向けに！

細川



令和7年1月に国税庁が運営する確定申告書等作成コーナーが刷新され、**所得税の確定申告画面の全てにスマホでも使いやすい専用画面が提供されるようになります！**PC版の画面も、より使いやすい表示となるようです。

以前よりスマホ向けの専用画面を提供していましたが、株式配当の受取を入力する画面ではPC版と同じような画面が表示されるなど、使いづらさがありましたのでスマホで申告されていた方には朗報です。

例：住宅ローン控除の入力画面

Before (現在) After (令和7年1月～)



所得税のすべての画面がスマホでも操作しやすくなります。



面倒な確定申告もマイナポータルで様々な情報を連携することで、手入力の手間を大きく削減できます。

生命保険・社会保険・医療費・ふるさと納税など多くの方が入力される項目は自動連携の対象になっています！

出典：[令和6年分の確定申告はスマホとマイナポータル連携でさらに便利に！ | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

◆ 最低賃金 全国平均の時給は過去最大の51円引き上げへ

白川



今年10月以降、順次適用される都道府県ごとの最低賃金が出そろい、その結果全国平均の時給は1,055円となりました。大阪府の最低賃金は令和6年10月1日から1,114円となり、前年の1,064円から50円引き上げとなります。

時間給や日給制の場合は計算が簡単ですが、月給制の場合は注意が必要です。**知らない間に最低賃金を下回っていたという事も考えられます。**念のため確認しておかれてはいかがでしょうか。

最低賃金額以上かどうかを確認する計算方法は、厚生労働省HPにて紹介されています。

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-13.htm>

※計算の際には賃金から以下のものを除く必要がありますので、ご注意ください。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、②賞与など、③時間外割増賃金など、④休日割増賃金など、⑤深夜割増賃金など、⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

ほんとややこしいです。



◆ スタッフより

白川



2024年5月に入社しました、白川と申します。
AG(アドバイザーグループ)に所属しております。

会計事務所には2006年から勤務していますので、この業界での年数だけは一人前になってしまいました。
以前は仕事にかこつけて勉強が疎かになっていたのですが、これからは初心にかえて日々勉強です。

早く皆様のお役に立てれる日がくればと思っております。

今後ともよろしくお願いいたします。



◆ クイズ

喜多



令和6年分所得税について実施されている**定額減税**よりクイズです。

月次定額減税で正しいのは次のうちどれでしょう。

- ①6月1日以後に支払われる給与だけでなく賞与からも控除される
- ②月次減税額決定後に扶養家族の異動等があった場合は、減税額を再計算する
- ③月次定額減税の結果、納付すべき税額が0円の場合は納付書の作成は不要である

答え①

②扶養家族の異動等があった場合は、再計算の対応はせず、**年末調整・確定申告にて精算**することになります。

③0円であっても納付書を作成し、**管轄税務署への提出が必要**です。

